

日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会 会長選出規約

第 1 条（目的）

本規約は、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会（以下「本学会」）における会長の選出に関する事項を定め、その選出過程の公正性、透明性、持続可能性を確保することを目的とする。

第 2 条（会長選出の対象）

会長は、開催予定年の 4 年前までに選出されるものとし、その選出対象者は理事または過去に理事を務めた者（以下「立候補対象者」）に限る。

第 3 条（立候補手続）

1. 立候補を希望する者は、所定の様式による立候補届を、開催予定年の 4 年前の 12 月末日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。
2. 立候補届には、過去の本学会への貢献実績、および開催予定地に関する所見を記載すること。

第 4 条（立候補者の資格審査）

立候補者が 1 名であった場合、選挙管理委員会においてその適性審議を行い、理事会の承認をもって候補適任者とする。具体的には理事会における所信表明のプレゼンテーションを行ったの後、理事による信任投票により候補適任者を選出する。

第 5 条（選挙方法）

1. 立候補期間終了後、選挙管理委員会はすべての理事に立候補届を送付する。
2. 立候補者が 2 名以上の場合は、立候補者が理事会において所信表明のプレゼンテーションを行った後、理事による投票により候補適任者を選出する。また、開票は同理事会において、出席している選挙管理委員会委員長、監事の立ち会いのもと、理事会場内において速やかに実施するものとする。理事会に出席できない理事は、指定された期限までに指定された投票用紙にて郵送による投票を行うことができる。
3. 開票の結果、過半数の得票を得た候補者を候補適任者とする。
4. 過半数得票者がいない場合は、出席理事において上位 2 名による決選投票を行い、最多得票者を候補適任者とする。
5. 決選投票において同数票となった場合は、くじ引きにより決定する。

第 6 条（無効票の定義および取り扱い）

1. 無効票とは、記名漏れ、記載不備、定められた様式外の記載を含む票、および白票とする。
2. 無効票は集計対象から除外されるものとする。

第 7 条（地域配慮）

開催地の選定に際しては、東部・中部・西部の地域バランスに配慮するが、学会運営の実情を踏まえて柔軟に対応することができる。

第 8 条（最終承認）

理事会において候補適任者として選出された者は、次回の代議員総会において承認されることで、正式に会長に確定するものとする。

第 9 条（附則）

本規約は 2025 年 10 月 30 日より施行する。